

# 旭川市要介護認定等に関する情報提供取扱要領

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第4章第2節の規定に基づく要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に関する情報提供の申出又は開示請求があつた場合における取扱いに関し、適切で迅速な介護保険法上のサービス（以下「介護サービス」という。）提供等及び個人情報の適正な取扱いの確保並びに個人の権利利益の侵害の防止に資することについて、基本的な事項を定めるものとする。

## 第2章 介護サービス提供等に資するための情報提供

### (提供目的)

第2条 「介護サービス提供等に資する」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画等」という。）の作成
- (2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成
- (3) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (4) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (5) 認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定
- (6) 介護保険主治医意見書の作成
- (7) その他第1号から第6号に類する目的であつて、本人の介護サービス提供等に資すると市長が認めるもの

### (提供資料)

第3条 情報提供資料は、次に掲げる資料とする。

- (1) 認定調査票と同様の情報を記載した資料
- (2) 主治医意見書と同様の情報を記載した資料（介護サービス計画等作成に利用されることに主治医の同意がある場合に限る。）
- (3) 要介護・要支援認定結果（主治医への提供に限る。以下「認定結果」という。）

### (提供対象者)

第4条 次の各号に掲げる者であつて、当該情報提供を受けることについて本人から同意を得ている者に対し、要介護認定等に関する情報を提供する。

- (1) 本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結している居宅介護支援事業者
- (2) 本人と居宅サービスの提供に係る契約を締結している特定施設入所者生活介護支援事業者
- (3) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設
- (4) 本人と地域密着型サービスの提供に係る契約を締結している小規模多機能型居宅介護支援事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型特定施設入所者生活介護事業者又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (5) 本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結している介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から当該予防支援の提供に係る委託を受けた居宅介護支援事業者
- (6) 本人と介護予防サービスの提供に係る契約を締結している介護予防特定施設入所者生活介護事業者
- (7) 本人と地域密着型介護予防サービスの提供に係る契約を締結している介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業者又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者
- (8) 本人の主治医意見書を作成する主治医（認定結果及び当該認定又は前回認定に用いた主治医意見書と同じ内容の資料に限る。）
- (9) 本人または本人の家族（第2条第4号に掲げる場合に限る。）
- (10) その他第2条第1号から第7号に類する目的で使用する者であつて、本人の介護サービス提供等に資すると市長が認める者

### (提供の申出)

第5条 介護サービス提供等に資するために情報提供の申出をしようとする者は、市長に対して「要介護認定等に関する情報提供申出書」（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 認定結果、直近に作成した主治医意見書と同じ内容の資料及び主治医意見書を作成するため必要な情報について情報提供の申出をしようとする主治医は、市長に対して「要介護・要支援認定結果等の情報提供申出書（兼回答書）」（様式第2号）を提出しなければならない。

#### (申出者であることの確認)

- 第6条 情報提供の申し出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、市長に対して、自己が申出者であることを証明するために必要な次の書類を提出し、又は提示しなければならない。
- (1) 第2条第1号から第3号の目的で提供を受けようとするときは、事業者又は施設に所属する者であることを証する書類（代表者印又は事業所印の押印のあるものとする。）及び居宅介護支援専門員の登録証明書（介護予防支援事業者を除く。）
  - (2) 第2条第4号及び第5号の目的で提供を受けようとする場合は、施設に所属する者であることを証する書類（代表者印又は事業所印の押印のあるものとする。）及び申出者の身分を証明する書類（運転免許証、健康保険被保険者証、その他これらに類するものとして市長が認める書類。以下「身分証明書」という。）ただし、第4条第9号に掲げる者が第2条第4号の目的で提供を受けようとする場合は、申出者の身分証明書。
  - (3) 第2条第6号の目的において提供を受けようとする場合は、主治医意見書の氏名により確認する。

#### (情報提供の実施)

- 第7条 情報提供の方法は、閲覧、写しの交付又は回答を記載した書面の交付のいずれかによる。
- 2 前条の申出を受けた市長は、前項の情報提供を速やかに実施するものとする。

#### (情報提供の制限)

- 第8条 次に掲げる場合は、情報提供を制限するものとする。
- (1) 認定調査票において、調査員氏名等の本人以外の個人情報がある場合は、当該部分をマスキングして提供する。
  - (2) 主治医意見書の「介護サービス計画作成等に利用されることに同意しない」にチェックがある場合は、提供しないこととし、「要介護認定等に係る情報の提供について」（様式第3号）により申出者に回答する。
  - (3) 介護保険要介護認定・要支援認定申請書において、医療機関への情報提供に本人が同意の署名をしていない場合は、第3条第2号及び第3号の資料は提供しないものとし、「要介護・要支援認定結果等の情報提供申出書（兼回答書）」（様式第2号）により申出者に回答する。

#### (情報提供を受けた者の遵守事項)

- 第9条 第7条による情報提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 当該情報を介護サービス提供等に資する目的以外に使用しないこと。  
特に、本人又は家族にも開示されない情報が含まれている場合があることから、その取扱いには十分注意すること。
  - (2) 当該情報の改ざん、漏えい等の事故を防止する措置を講ずるとともに、事故があった場合は、直ちに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (3) 当該情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに破棄し、又は消去すること。
  - (4) その他当該情報の取扱いについて市長の指示に従うこと。

#### (情報提供の特例)

- 第10条 第2条から第8条の規定に該当しない場合で、本人の利益に繋がる目的に使用することが確認できた時は、要介護認定等に関する情報を提供することがある。
- 2 前項の提供は、法令等に基づくものであって、本人の同意を得ているものに限る。
  - 3 第1項の提供を受けた者は、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1号中、「介護サービス提供等に資する」とあるのは「提供を受けた」と読み替えるものとする。

### 第3章 本人又は代理人等による開示請求

#### (開示対象文書)

- 第11条 開示の対象文書は、次に掲げる資料とする。
- (1) 認定調査票と同様の情報を記載した資料
  - (2) 主治医意見書と同様の情報を記載した資料

#### (開示請求対象者)

- 第12条 次の者に対し要介護認定等に関する文書を開示する。

- (1) 本人
- (2) 本人の法定代理人
- (3) 本人から委任を受けた代理人
- (4) 死者の相続人

#### (開示文書の請求)

第13条 開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、市長に対して「要介護認定等に関する文書の開示請求書」（様式第4号）を提出しなければならない。

（開示請求対象者であることの確認）

第14条 開示請求者は、市長に対して、自己が第12条の各号に該当する者であることを証明するためには必要な次の書類を提出し、又は提示しなければならない。

（1）本人による開示請求の場合

本人の身分証明書

（2）本人の法定代理人による開示請求の場合

法定代理人による前号に掲げる書類及び本人の法定代理人の資格を有する書類

（3）本人から委任を受けた代理人による開示請求の場合

本人から委任を受けた代理人による第1号に掲げる書類及び本人の委任状

（4）死者の相続人による開示請求の場合

死者の相続人に係る第1号に掲げる書類及び死者の相続人であることを証する書類

（開示の実施）

第15条 開示の方法は、閲覧又は写しの交付のいずれかによる。

2 開示請求の受付から開示の実施までの標準処理期間は、14日以内とする。

（開示の制限）

第16条 次に掲げる場合は、情報の開示を制限するものとする。

（1）認定調査票において、調査員名等の本人以外の個人情報がある場合は、マスキングして開示する。

（2）主治医意見書においては、開示することの適否について、「主治医意見書の開示照会書（兼回答書）」（様式第5号）により当該主治医の同意を確認して開示する。ただし、第12条第4号に規定する者からの請求の場合は確認を要さないものとする。

（一部開示又は不開示とした場合の取扱い）

第17条 前条において、一部開示又は不開示の決定とした場合、「主治医意見書の一部開示・不開示について（お知らせ）」（様式第6号）により請求者に通知する。

## 第4章 その他

（費用負担）

第18条 情報提供及び開示に係る費用負担は、無料とする。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成11年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。